



伊方町・瀬戸町合併協議会



合併協議会だより

第2号 平成14年11月22日発行

○発行：伊方町・瀬戸町合併協議会

○編集：伊方町・瀬戸町合併協議会事務局

○事務局：西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

新設（対等）合併を 平成16年10月1日を目指に！



第2回「伊方町・瀬戸町合併協議会」が10月25日(金)に瀬戸町役場大会議室で開催されました。

22の合併協議項目のうち、「合併の方式」を『新設(対等)合併』とすることに決定しました。

新設(対等)合併の場合「新町の名称」「新町の事務所の位置」「条例、規則等の取り扱い」「機構及び組織」などについては、両町が廃されるため新しく定めなければなりません。さらに、合併後のまちづくりビジョンを示すために「新町建設計画」を作成することになります。

第二回協議会の報告

1 議決された事項

議案として次の事項について審議され、それぞれ原案どおり承認されました。

○合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について

・合併協議項目の協議完了目標期日を平成十五年十二月二十五日に設定しました。

・基本方針のもと(別途記載)

「住民サービスは高い水準に」、「住民負担は低い水準に」という手法で事務事業の調整を図る方針を決定しました。

2 協議された事項

(継続協議)

第一回協議会で提案された次の事項について審議され、確認がなされました。

○合併の方式について

「伊方町、瀬戸町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。」

○合併の期日について

「合併の目標期日を平成十六年十月一日までとする。」

なお、合併期日については、あらためて協議する。」

(新規協議)

次の項目について各小委員会に付託・検討し、協議会で協議することが確認されました。

○新町の名称について

○新町の事務所の位置について

○機構及び組織の取扱いについて

○財産の取扱いについて

○町議会議員の任期及び定数の取扱いについて

○農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて

○条例・規則の取扱いについて

○新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

3 その他

○合併重点支援地域指定要望について

国の示す「市町村合併支援プラン」に沿って、積極的な支援により個性あふれるまちづくりを実施するために、早期に要望することについて確認がなされました。

※十一月十四日付で指定を受けました。



合併協定項目の協議原則

☆基本方針

① 一体性確保の原則

・新町に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

② 住民福祉向上の原則

・住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

③ 負担公平の原則

・負担公平の原則にたち、行政格差を生じないよう努める。

④ 健全な財政運営の原則

・新町において、健全な財政運営に努める。

⑤ 行政改革推進の原則

・行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

⑥ 適正規模準拠の原則

・自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。



協議項目の協議スケジュール

| 区分 | 基本的協議項目 | 特例法に規定する項目 | その他協議事項 |
|-----------|--|--|--|
| 任意協議会での協議 | ①合併の方式 ※②合併の時期 ※③新町の名称の決定作業方法の確認 ④事務所の位置 ⑤財産の取扱い | | 『合併協定項目の協議方針』の協議決定 『事務事業の合併調整方針』の協議決定 |
| 法定協議会での協議 | ②合併の時期(確定) ③新町の名称(確定) | ⑦農業委員会委員の任期及び定数の取扱い ⑧地方税の取扱い ⑪地域審議会の取扱い ⑥町議会議員の任期及び定数の取扱い ⑨一般職の身分の取扱い ⑩新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成 | ⑬条例・規則の取扱い ⑭使用料・手数料の取扱い ⑮補助金・交付金の取扱い ⑯慣行の取扱い ⑰行政連絡機構の取扱い ⑱特別職の身分の取扱い ⑲機構及び組織 ⑳公共的団体の取扱い ㉑一部事務組合等の取扱い ㉒町字名の取扱い |

※その他協議事項のうち、各種事務事業の取り扱いについては、住民の負担・利益に関する事項を優先的に協議する。

小委員会について

☆伊方町・瀬戸町合併協議会規約第十一条第一項の規定に基づき、四つの小委員会を設置しています。

合併協議会の中で協議する合併協議項目については、住民の関心が高く、より多くの住民の声を集約する必要性の高い項目や、専属的な項目、専門性が高く掘り下げた協議検討を要する項目などのため、各小委員会に付託し、委員の皆様が発言しやすい小さな組織で協議されることを目的としています。

協議結果は、合併協議会の全体会議に委員会の報告として提案され、決定・確認がなされたら協議の完了となります。継続的に期間をかけて協議されることが予想され、連携をとりながら原案の作成を行うこととなります。

◎各小委員会の構成・役割については次のとおりです。

第二回合併協議会で付託された案件（太字）について第一回目の各小委員会が開催されました。

○住民小委員会

《調査・審議事項》

- ① 新町の名称
- ② 地方税の取扱い
- ③ 使用料、手数料の取扱い
- ④ 公共的団体等の取扱い
- ⑤ 行政連絡機構の取扱い
- ⑥ 町字名の取扱い
- ⑦ 慣行の取扱い
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか協議会から付託された事項

- 【委員長】 宮下 寛
- 【副委員長】 田中 康司
- 【委員】 廣瀬 秀晴 阿部 道忠 大森 次郎 井上 喜代男 藤井 順子 佐々木 喜美香

○行政組織小委員会

《調査・審議事項》

- ① 事務所の位置
- ② 特別職の身分の取扱い
- ③ 機構及び組織
- ④ 一部事務組合等の取扱い
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか協議会から付託された事項

- 【委員長】 山口 和哉
- 【副委員長】 井戸本 昭夫
- 【委員】 上野 守 上田 實 小林 栄喜 山本 眞平 二宮 定正 宮本 敏光



第1回住民小委員会開催
平成14年11月13日(水)

○総務小委員会

《調査・審議事項》

- ① 財産の取扱い
- ② 町議会議員の任期及び定数の取扱い
- ③ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い
- ④ 一般職の身分の取扱い
- ⑤ 条例・規則の取扱い
- ⑥ 補助金・交付金等の取扱い
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか協議会から付託された事項

- 【委員長】 樋田 剛
- 【副委員長】 阿部 好晴
- 【委員】 得能 鶴利 久世 隆博 木下 清 福島 朝行 古田 宇佐彦 谷口 利治



第1回総務小委員会開催
平成14年11月11日(月)

○企画小委員会

《調査・審議事項》

- ① 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成
- ② 地域審議会の取扱い
- ③ 前各号に掲げるもののほか協議会から付託された事項

- 【委員長】 石崎 照夫
- 【副委員長】 中藤 勇
- 【委員】 大星 政人 二宮 英喜 田縁 柳太郎 藤村 泰昭 篠川 晴子 河野 ヤヨイ

■伊方町・瀬戸町合併協議会専門部会名簿■

【敬称略】◎ 部長 ○ 副部長

| | | | | | |
|--------|-----|----------------|-------------------|----------------|----------------|
| 総務部会 | 伊方町 | 収入役 松田勝彦 | 総務課長 ◎菊池和彦 | 企画財政課長 濱口市作 | 税務課長 奥田総一郎 |
| | | 副収入役 末光友幸 | 町長公室長 岡市徳広 | 議事事務局長 松本安幸 | |
| | 瀬戸町 | 収入役 竹下昌光 | 総務課長 ○森口又兵衛 | 企画課長 近田三郎 | 会計室長 梶原 武 |
| | | 議事事務局長 濱田洋一 | 町民課長 橋本伸一 | | |
| 産業建設部会 | 伊方町 | 建設課長 ◎鎌土勝利 | 水道課長 山下和彦 | 農林水産課長 川田邦男 | 商工観光課長 山口保清 |
| | 瀬戸町 | 産業課長 三好賢治 | 企画課長 近田三郎 | 建設課長補佐 富永正司 | |
| 厚生部会 | 伊方町 | 住民課長 ○三根生章 | 福祉課長 中井一男 | 保健環境課長 上野修二 | |
| | 瀬戸町 | 町民課長 ◎橋本伸一 | 福祉課長 岡田 包 | 診療所事務長 三好正弘 | |
| 文教部会 | 伊方町 | 教育長 菊池傳治 | 総務学校教育課長 ○大山忠義 | 生涯学習課長 井上島男 | |
| | 瀬戸町 | 教育長 濱松為俊 | 学校教育課長 ◎阿部静明 | 生涯教育課長 濱田英昭 | |

専門部会が発足

十月十八日、瀬戸町民センターにて第一回専門部会が開催されました。専門部会は両町職員で四部会で構成され、さまざまな住民サービスや制度などについての調査・分析を行い、事務事業一元化作業を行います。

事務事業一元化作業とは？

二町で異なる行政制度や住民サービス・住民負担の問題点や対応策を検討し、一元化を図るために、調整案を作成することをいいます。住民生活に重大な影響を与えるものや格差の著しい事務事業など、協議会で協議が必要な事項について、専門部会で調整案を作成し、合併協議項目ごとにまとめ、協議会へ提出していくこととなります。

【調整方針の分類】

- ① 現行のまま新町に引き継ぐ。
- ② 合併時または合併後にどちらかの町に合わせる。
- ③ 合併時または合併後に新たに制度を設ける。
- ④ 合併時または合併後に廃止の方向で検討する。

合併豆知識①

【新町建設計画って何？】

新町建設計画は、合併協議会が地域の実情に応じて作成する合併後の将来ビジョンで、重要な合併協議項目です。

☆策定上のポイント

- ① 計画が単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にすべきである。
- ② 計画の内容が実現困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきである。
- ③ 合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新町の建設を進めるための推進基盤を確立する。
- ④ 市町村計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるといふ役割を担っているとともに、併せて組織及び運営の合理化を図る必要がある。
- ⑤ 合併に伴う役場庁舎等の廃止等により寂れてしまうことが懸念される地域について、振興整備等の方策が明確に位置づけられるべきである。

【合併協議会のご案内】

協議会は、公開を原則としており、傍聴することができます。なお、会場の都合等で傍聴を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【第3回 合併協議会】

日時 ■ 平成14年11月25日(月)
14時～
場所 ■ 伊方町役場 全員協議会室

【第4回 合併協議会】

日時 ■ 平成14年12月12日(木)
14時～
場所 ■ 瀬戸町役場 大会議室

※お気軽にお問い合わせ下さい。

●ご意見をお寄せ下さい●

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

*伊方町・瀬戸町合併協議会事務局

Tel: (0894) 38-2670

Fax: (0894) 38-2669

※ 合併担当窓口

*伊方町役場企画財政課

Tel: (0894) 38-0211(代)

Fax: (0894) 38-2669(代)

*瀬戸町役場総務課

Tel: (0894) 52-0111(代)

Fax: (0894) 52-0570(代)